

令和6年度障害児相談担当者連絡会

「就学前のこどもに関する教育相談 ～こどもに寄り添うこと 保護者に寄り添うこと～」

令和6年11月13日

14:00～15:30

共愛学園前橋国際大学短期大学部

上原 篤彦



KYOAI GAKUEN
JUNIOR COLLEGE

生活学科 こども学専攻長
臨床発達心理士・公認心理師
共愛学園小学校スクールカウンセラー
共愛学園こども園 教育相談・発達支援アドバイザー
教授

上原篤彦

UEHARA ATSUHIKO

共愛学園前橋国際大学短期大学部

〒371-0034 群馬県前橋市昭和町3-7-27

TEL.027-231-8286 FAX.027-226-1666

E-mail:a.uehara@jc.kyoai.ac.jp

<https://jc.kyoai.ac.jp>

本日の研修の内容

- 1 「しょうがい」という言葉から考えよう大切なこと
- 2 保護者との連携
保護者の気持ちの受容の必要性
- 3 発達障害等本人の困難さの理解
- 4 特別支援教育にかかる制度の理解
多くの人たちが就学システムの大きな転換を知らない

1 「しょうがい」という言葉から考えよう大切なこと

「障がい」

「障害」

この違いはなんだろう？

「障碍」

自分だったらどの表記を使いたいか？

なぜ



2 保護者との連携

○保護者の気持ちの受容の必要性

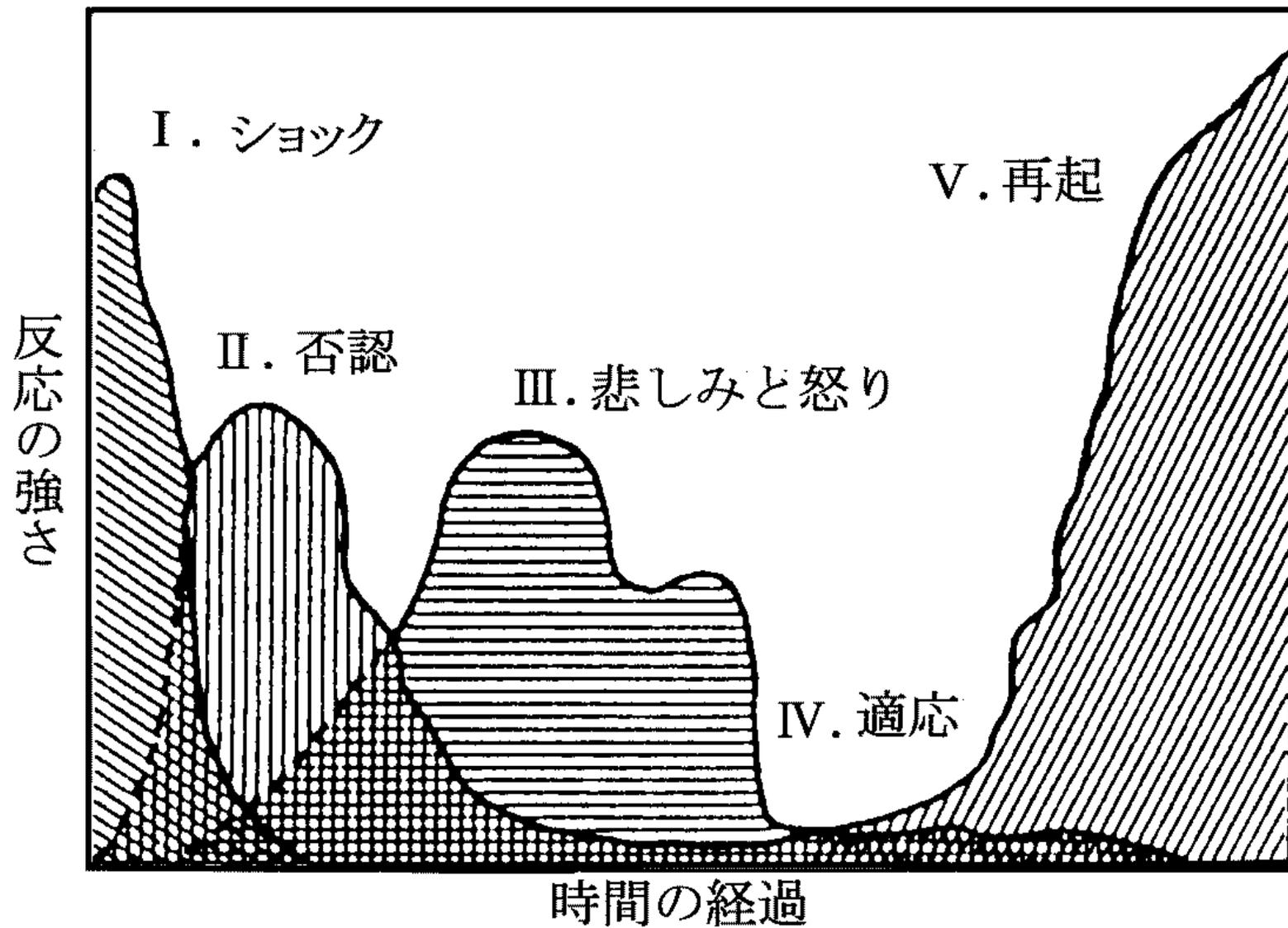


図1 先天奇形をもつ子どもの誕生に対する
正常な親の反応の継起を示す仮説的な図

3 発達障害等本人の困難さの理解

保育園や幼稚園にいる「ちょっと気になる子」

- 少し気に入らないことがあるとすぐにカッとなってお友だちをたたいてしまう子
- 3歳になってもなかなか言葉が出ず「アーアー」としか言えない子
- お友だちの輪に入れず一人で遊んでいる子
- 落ち着きがなくつねに動きまわっていて目が離せない子

<文部科学省の令和4年12月18日調査発表：義務教育段階>

8.8% : 20人の中に1.7人（低学年では10% : 2人）

HSP/HSC

○環境刺激に対する感受性や応答性が高い、
ひといちばい敏感な人、子どものこと

○5人に1人程度の人当てはまる

アメリカの心理学者

エイレン・N・アーロン博士が提唱した概念

「ちょっと気になる子」はどうして

○同年齢の集団の子どもと向き合っているとき

「3歳だからこういう行動をとるだろう」

「4歳だからここまではできるだろう」 **予測**

○**予測**と違った発言や行動を子どもがとったとき

→ 「ちょっと気になる子」

○「子どもを見る目」をもった保育者だからこそ気づけることも多い

「気になる子」の原因に気づく

- 「お友だちをたたく」 → 「おもちゃを貸して」が言えずに
- 「暴れている」 → 楽器の大きな音が苦手

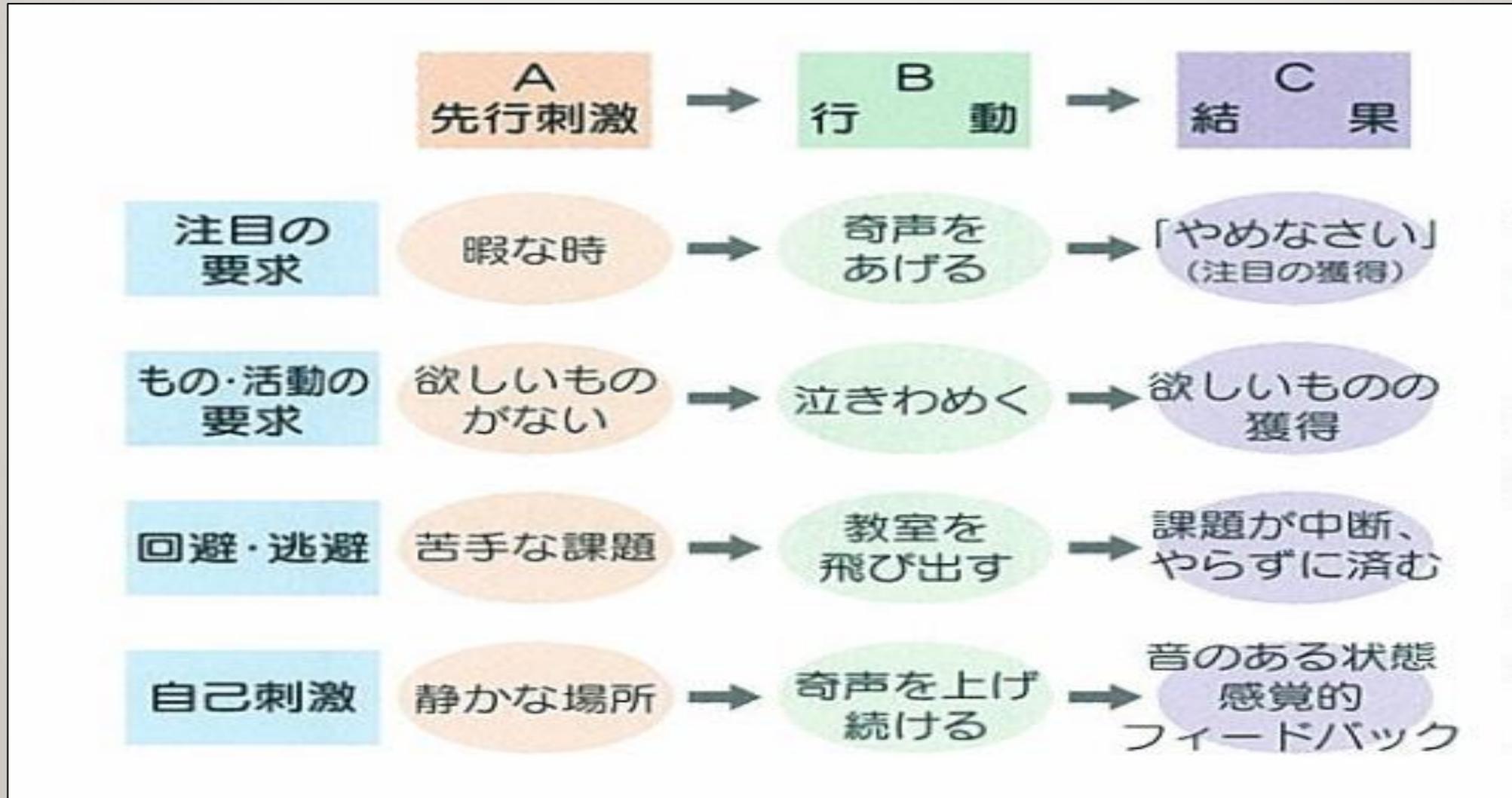
「気になる子」の行動の背景には

その子が感じる「困った」「衝動」

「気になる子」の気持ちや特性を保育者がいち早く気づき、

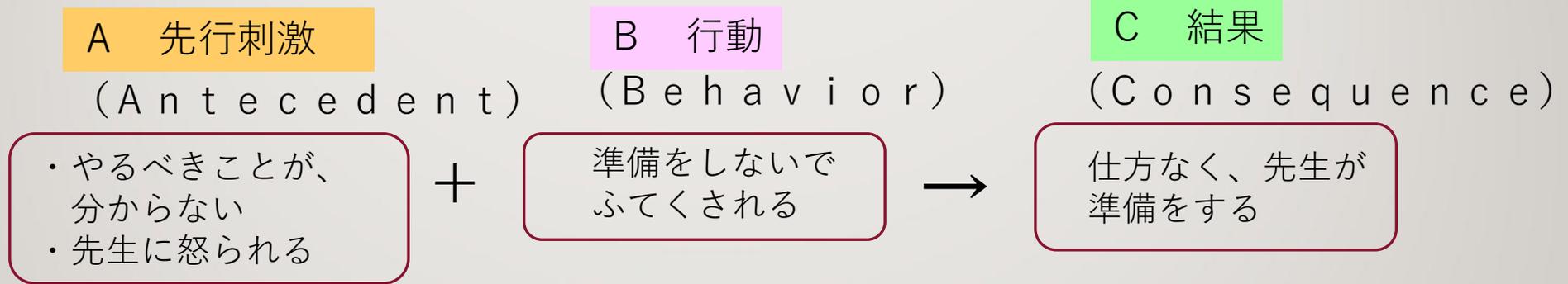
→ 行動が少しずつ変わり、その子の将来の健やかな成長

行動の意味を捉えて支援策を考える（A B C分析）



A B C 分析とは？

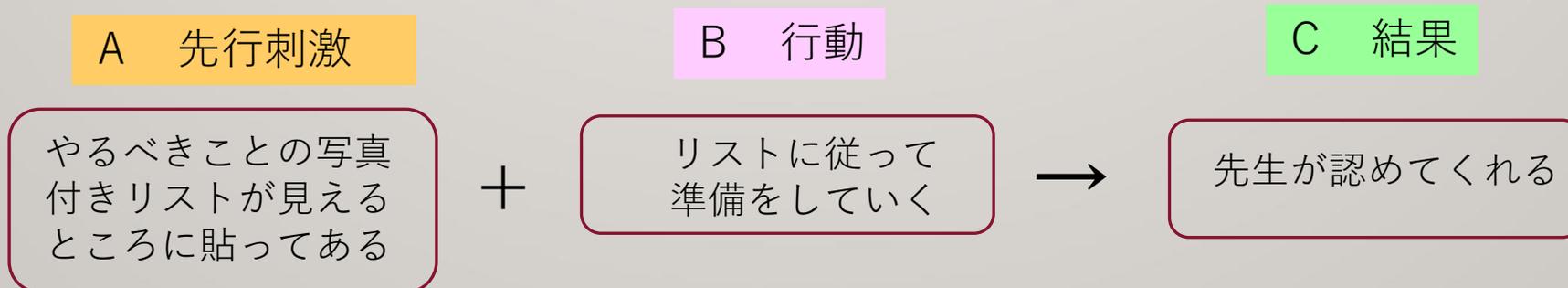
事例 1 - ①朝の準備ができないで、怒り出す C さん



気になる行動 (B) を周囲の環境 (A と C) の関係で見ること。
そして、前後のかかわりを替え、適切な行動を促すもの。

- ①適切な行動を促す「A 先行刺激」を考え、改善する。
- ②適切な行動を促す「C 結果」を考え、改善する。

事例 1 - ②朝の準備ができるときの C さん



気になる行動を減らし、適切な行動を増やしていくために

事例2：もっと遊びたいのに「おしまい」と言われ、泣きわめくDさん

A 先行刺激

B 行動

C 結果

遊びたいのに、
「おしまい」と言われた

+

泣きわめく

→

「もう少し遊んでいいよ」と
言われ、遊んでいられる。

①消去（気になる行動を減らす）で対応する。

（改善）「おしまい」と確認し、無視する

遊びたいのに、
「おしまい」と言われた

+

泣きわめく

→

遊べない

②強化（適切な行動を増やす）で対応する。

・「〇〇の曲が流れたら、おしま
い」と予告する
・「おしまい」にしたら、おやつ
にしよう」と誘う

+

泣かずに遊びを
終わりにする

→

・認めてもらえる
・おやつが食べられる



（改善）○視覚支援等工夫し、やる事が理解できるようにする
○明確な指示をする
○ポジティブな言い方や提案をする

（改善）○認める
○達成感が感じられる工夫をする
○終わった後のお楽しみ活動を設定する

2005年「発達障害障害者支援法」

自閉スペクトラム症（DSM-5）

①社会的コミュニケーションの困難さ

②行動、興味、または活動の限定された

反復的な様式

注意欠如多動症（ADHD）

- ・ 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力，及び／又は衝動性，多動性を特徴とする行動の障害
- ・ 社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである
- ・ 7歳以前に現れ，その状態が継続し，中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される

限局性学習症

- 知的能力に障害が認められないにもかかわらず、学習面において読字、書字、書字表出、算数に障害がみられる
- 医学的には微細脳機能不全
(minimal brain dysfunction:MBD)の一種

思い直しして下を。あなたの
クラスにこんな子ははいませ
んでしたが。黒板をノートに
写し取るのに時間がかかると
子。ノートのマスがら文字が
はみ出し出してます。本読み
がうまくいってないのが認め
なってます。もう一回やり直さ
います。もう一回書いてくれ
てほしいんだけどいいかな。そ
れとかがとほいしてたのだけ
ねもう一回書いてほしいので
してあげたいかな。いいので
してあげたいかな。

4 特別支援教育にかかる制度の理解

教育の中でちょっと気になる子への対応に求められることが大きく変わってきた

特別支援教育を巡る国の動向

- ① 障害者の権利に関する条約……………署名(H19)
- ② 障害者基本法……………改正(H23)
- ③ 中央教育審議会……………答申(H24)
- ④ 障害者差別解消法……………成立(H25)
- ⑤ 学校教育法施行令……………改正(H25)
- ⑥ 障害者の権利に関する条約……………批准(H26)
- ⑦ インクルーシブ教育システム構築……………開始(H26)
- 学習指導要領……………H29.4告示

特別支援教育を巡る国の動向

③ 中央教育審議会

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進についての報告

合理的配慮

障害のある子供が、ほかの子供と平等に教育を受けられるように、学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

基礎的環境整備

「合理的配慮」の基礎となるものであって、障害のある子供に対する支援について、法令に基づき又は財政措置により行う教育環境の整備のこと

合理的配慮を考える 発達障害の子どもたちの障壁を視覚化したら



配慮 が何もない状態…



平等 ではあるけど左の子は
まだ見えない…



公正 さが担保されて全員
が試合を観られる！



環境 を変えれば、ハンディ
キャップは生じない！

一番左の背の低いお子さんが、試合を観るために木箱を2つ使うことを「ズルい」「木箱を使えば身長が伸びなくなる」と言う人はきいていないでしょう。

同じように、ディスレクシアの子のタブレット使用に対する「●●さんだけ特別扱いはできない」「タブレットを使用すれば書字の苦手さが改善できない」という主張には正当性がないことは明らかです。

周囲の人の「発達障害リテラシー」が子どもたちの学びの妨げにならないよう、社会全体での理解を促進していきましょう。



© TEENS

2013(H25)年9月 就学の仕組みが改められた

***この背景で大切なのが、「障害者の権利に関する条約」の署名(2007年)と批准(2014(H26)年)**

○「条約」を批准するためには、障害のある本人、保護者の意思が尊重される就学システムにしておかなければならなかった。<重要>

2. 特別支援教育を巡る国の動向

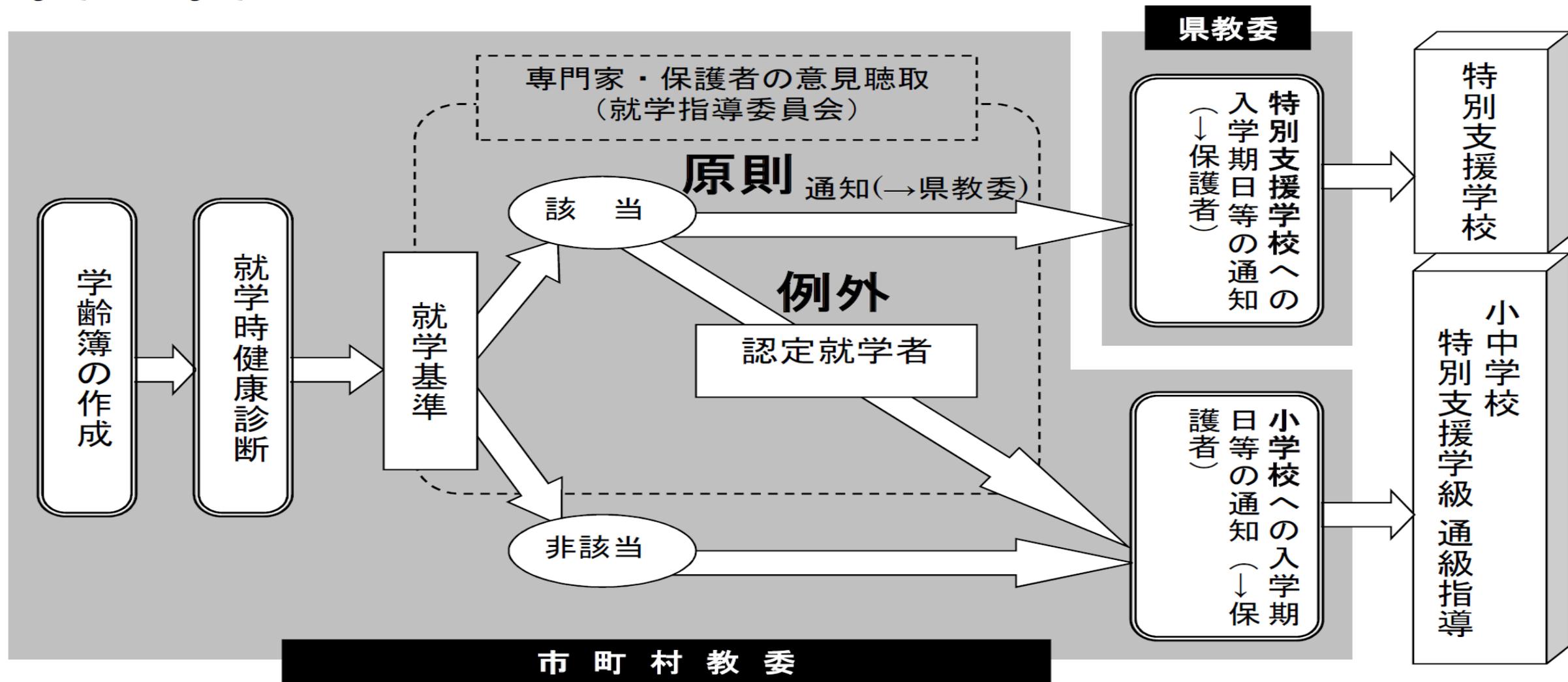
【改正前(学校教育法施行令)】

10/31
まで

11/30
まで

1/31まで

4/1



2. 特別支援教育を巡る国の動向

平成25年 学校教育法施行令 改正後

